

理 由 書

1 箇所番号 93

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

2 箇所番号 238

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

3 箇所番号 395

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

4 箇所番号 436

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

5 箇所番号 489

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

6 箇所番号 519

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

7 箇所番号 520

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

8 箇所番号 521

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

9 箇所番号 566

本生産緑地地区は、生産緑地地区の指定から 30 年を経過したため、買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

10 箇所番号 580

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

11 箇所番号 588

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

12 箇所番号 634

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、相続人から買取り申出がなされましたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。